

障害のある学生及び特別な支援を必要とする学生への支援に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び北星学園大学（以下「本学」という）のミッション・ステートメントに則して、本学における障害のある学生及び特別な支援を必要とする学生（以下「障害のある学生等」という）に対する差別的取扱いの発生を予防し、その学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 本学は、学生の多様性を尊重し、事前の改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害のある学生等に対して、他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための支援を実施する。
- (2) 学長は、本ガイドラインについて教職員の理解を得るよう努め、教育環境の整備や障害のある学生等の支援を遂行するために必要な規程の整備、措置を講ずるものとする。
- (3) すべての教職員は、学生が本学において得ることのできる様々な機会において、障害のある学生等が平等に参加できるよう、合理的配慮を提供する。
- (4) 教育環境の整備や障害のある学生等の支援は、教職員及び関連部署が緊密に連携・協力して行うものとする。
- (5) 本学は、障害のある学生等の円滑かつ効果的な支援のために、アクセシビリティ支援室を設置し、十分な適性を有する教職員を配属する。
- (6) 学生への支援は、入学前からの情報共有も含め、原則として本人からの申出に基づくものとするが、教職員個々の気づき及び関係者や関連部署からの情報にも配慮して、実施するものとする。

3. 本ガイドラインにおける用語の定義

- (1) 「障害のある学生」の定義は、障害者基本法第2条の障害者の定義に準じ、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」とする。
- (2) 学生の範囲は、本学への入学を志願する者及び在学する学部生・大学院生・留学生・研究生・科目等履修生とする。
- (3) 「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、教育を受ける場合に個別に必要とされ、かつ、大学の体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- (4) 「事前の改善措置」とは、施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害のある学生等による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等、環境の整備を行うことをいう。
- (5) 「建設的対話」とは、障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのことをいう。

4. 合理的配慮の提供

- (1) 合理的配慮の提供は、原則として学生本人からの申請に基づき、学生本人を含む関係者間の建設的対話を経て、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、行われるよう努める。
- (2) 合理的配慮に関わる障害のある学生からの意思表明については、当該学生がコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられるよう環境を整えるものとする。
- (3) 教育スケジュールや成績評価等、教育の目的、内容、評価の本質的な変更を伴うもの、また、他の学生に教育上多大な影響を及ぼすなど、過重な負担を伴うものは合理的配慮の提供に含まない。
- (4) 提供する合理的配慮については、障害の状態や環境等の変化に応じて、適宜見直しを行うことに努める。

5. 紛争解決

障害のある学生等が、合理的配慮を含む支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合、危機管理に関する規程第20条ないし第25条のアカデミック・ハラスメントに関する調査解決申立ての規定を準用した手続きにより、本学に紛争解決を申し立てることができる。

6. 情報の公開

本学は、障害のある大学進学希望者や在籍する障害のある学生等に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページ等を通じて公開することとする。